

平成27年 3月 30日 (月)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので総会を始めたいと思います。</p> <p>それではまず、農業共済組合から推薦されました清末委員さんが、3月31日で組合理事を交代されるため、農業委員を退任することとなりましたので報告します。なお、新しい農業委員さんは、農業共済組合より推薦されることとなっております。</p> <p>ここで、退任のご挨拶をいただきます。</p> <p>(清末委員のあいさつ)</p> <p>また、農業委員会事務局も異動内示があり、局長花木 係長豊原 主幹有永が退職、新たに教育委員会社会教育課より局長穴見、財政課より次長秋田 政策企画課より主幹上野が着任する予定です。</p> <p>配布資料の確認をお願いします。(確認する)</p> <p>(確認)</p> <p>本日の委員の出席状況ですが、13番 上田 計 委員、15番 木林 敏則 委員、19番 松永 守男 委員、32番 平塚 武久 委員が欠席ですので、37名中33名が出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は成立していることを報告します。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」により、会長の本総会の開会の宣言及び今後の議事進行をよろしくお願いします。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>今回の議事録署名委員の指名をさせていただきます。14番 江本 正二 委員と16番 花本 敬介 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。案件は1件でございます。</p> <p>申請番号13号 土地の所在は武蔵町 [REDACTED] 地目は田 面積2,079㎡です。</p> <p>渡人は、杵築市 [REDACTED]、受人は、武蔵町 [REDACTED] 歳です。</p>

	<p>申請事由は、渡人の管理財産の処分と受人の経営規模の拡大のための所有権移転です。土地は、農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の経営面積は7,102㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。また、農地法第3条1項に規定されている各項にも該当しないため許可要件は満たしています。</p>
議長	<p>続いて、担当農業委員の方の説明いただきます。申請番号13号について、5番糸永委員に説明をお願いします。</p>
5番糸永	<p>申請番号13号について説明いたします。</p> <p>この土地は、国道から4kmほどのオレンジ道路沿いの[]小学校の裏手に位置する田です。これまでも[]さんが、耕作していたものを今回、買受けたそうですので、よろしく審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局並びに5番糸永委員から13号について説明がありました。ご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑意見等無し)</p>
議長	<p>特に質疑等無いようですので、議案13号を承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数により、議案13号を承認します。</p>
議長	<p>次に議案第14号 農地法第4条の許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。 案件は1件でございます。</p> <p>申請番号3号 土地の所在は安岐町[] 地目は畑 面積638㎡です。 申請人は、安岐町[] []、申請事由は駐車場を造成し、[] 駐車場として賃貸するためであり、この土地は、第2種農地です。</p>
議長	<p>続いて、担当農業委員の方の説明いただきます。 申請番号3号について、8番 麻生委員に説明をお願いします。</p>

8 番麻生	<p>申請番号 3 号について説明します。この土地の位置は■■■■の北川に位置し、周囲の状況は、市道に面しており三方を■■■■さんの土地に囲まれて、駐車場と太陽光とみかん園です。昨年までは、父親がみかんを栽培していましたが、高齢により栽培できないということで、■■■■が造成し駐車場用地として貸すそうです。</p>
議 長	<p>事務局並びに 8 番 麻生委員から 3 号について説明がありましたが、ご質疑等ございませんでしょうか。 (質疑意見等無し)</p>
議 長	<p>特に質疑等無いようですので、議案 14 号を承認する方の挙手を求めたいと思います。 (挙手)</p>
委 員	<p>挙手多数により、議案 14 号を承認します。</p>
議 長	<p>次に、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>次に、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。 案件は 3 件でございます。 まず、申請番号 6 号 この土地は所在が国東町■■■■、地目は田、面積は 402 m²、渡人は国東町■■■■歳、受人は国東町■■■■で渡人の子になります。 申請事由は、持ち家が無く現在借家住まいのため、申請地に住宅を建築するためです。権利の設定は、所有権移転で土地は第 2 種農地です。 続いて、申請番号 7 号 所在は国見町■■■■地目は畑、面積は 35 m²、渡人は、東国東郡姫島村■■■■番地の■■■■歳、受人は、国見町■■■■申請事由は、登記上の境界線が現状と一致していないため、現状宅地として使用している部分を追認申請するものです。権利の設定は、所有権移転で第 3 種農地です。 最後に、申請番号 8 号 所在は、国東町■■■■地目は田、面積は 1016 m²、渡人は武蔵町■■■■</p>

<p>議 長</p>	<p>歳、受人は大分市</p> <p>歳、申請事由は農地として管理困難なため、太陽光発電施設を設置するものです。権利の設定は所有権移転で第2種農地です。</p> <p>以上です。</p> <p>まず、申請番号6号について、担当委員の30番金澤委員より説明をお願いします。</p>
<p>30番金澤</p>	<p>この土地は、国道から上小原線を3kmほど上った場所です。先ほどの説明どおり、親子関係であって、すぐ隣のさんの住宅の横に住宅を新築するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号7号について、29番花木委員に説明をお願いします。</p>
<p>29番花木</p>	<p>この土地は、事務局の説明があつたとおり、領収書等を見せいただきましたが、13年に代金の支払いを済ませたものの、再三の催促にもかかわらず登記をして頂けなかったものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号8号について、30番金澤委員に説明をお願いします。</p>
<p>30番金澤</p>	<p>この土地は、国道から1kmほど上った山際になります。さんが管理できないということでさんに所有権を渡して、太陽光を造るということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局並びに各担当委員から申請番号6号、7号、8号について説明がありましたが、ご質疑等ございませんでしょうか。 (質疑意見等無し)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質疑等無いようですので、議案15号を承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手多数により、議案15号を承認します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第16号 農地転用事業計画変更申請について事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第 16 号について説明します。案件は 2 件です。</p> <p>申請番号 1 号 土地の所在は、国東町 [REDACTED]、地目は田、面積 475 m²、申請人は、国東町 [REDACTED] 歳です。申請人は、一般住宅用地として平成 26 年 11 月 28 日付けで使用貸借権の設定による農地法 5 条の転用許可を受けましたが、融資を受ける関係で抵当権の設定が必要となり、許可条件を所有権移転による転用許可に変更申請するものです。なお、利用計画は、住宅を建築するもので変更はありません。</p> <p>続いて、申請番号 2 号 この土地は、武蔵町 [REDACTED]、地目は畑、面積 5,797 m² を初めとする 3 筆 合計面積 19,387 m² です。申請人は、福岡市 [REDACTED] です。平成 25 年 9 月 30 日付けで使用貸借権の設定による農地法第 5 条の転用許可を受けましたが、以下の 3 点について事業計画の変更の申請なされました。一点目については、全体事業面積 59,479 m² を 60,279 m² に変更これは、南側の山林部分の線引きの変更によるものです。二点目に設置するパネル数 7,875 枚を 11,092 枚に増設するものです。当初計画より、パネルの間隔を狭めて設置することによりパネルを増設するものです。三点目は、2144 番 1 及び 2144 番 13 の 2 筆の農地につき、設定する権利を賃借権から地上権に変更するものです。以上よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p> <p>36 番松本代理</p>	<p>事務局から説明がありましたが、質問ご意見等ございませんか。</p> <p>この案件は、まず一種農地は仕上がっている。ここに提出された図面等があるが、先般、会社側が会長、私、事務局にわびを入れるというようなことであるが、平成 25 年 4 月 29 日の審議で 7 ha もの土地に 2 メガは、おかしいという審議をしたところ、事務局が、会社側と話をして土地全体を有効に使用するからからという説明で一応了解した経緯がある。しかし、昨年仕上がったものをみると計画通り 7 ha 全体ではなく、一種農地のみパネルを設置している。これは違法性があるということで、あわてて造成にかかったが、我々を偽ってきているのではないか。県の農振室にも問い合わせもしている。会社側は、違法性はないと主張している。</p> <p>今回申請の図面等からわかるように、一種農地を計画変更として</p>

	<p>くることはおかしく、すでにもう完成しているのではないか。改めて、始末書を提出しても、我々を騙していることになるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>状況を説明します。代理が言われたとおり、当初 25 年当時に 60,000 m²程全体にパネルを敷き土地全体利用するというところで、許可を出したのですが、実際 今現在の出来をみると、パネルの間隔を狭めて、全体の中の一部のもとと農地であった部分にのみパネルを設置している。そして、その他の部分は、造成だけは遅れて実施しているものの、パネルを置いていない。このことは、違法であるということです。なお、XXXXXXXXXX、山林部分の現在空いている部分にも、これからパネルをおいて、当初計画よりパネルを増設するという計画変更し全体利用するという内容の申請です。これを認めてほしいということです。</p>
<p>36 番松本代理</p>	<p>これから、いまだ出来ていない 4ha を同じ会社が、社長だけの名前を変えて申請してきている案件も変更するということであることは、一種農地を外すための意図的な行為であることは明らかである。</p>
<p>議長</p>	<p>当初計画とは、現況が違うが今回、全体を利用するということが本当になるものかどうか、これらの完成報告を見て、指摘部分があれば指摘することが我々の役目と思っている。私としては、本当に計画どおり変更出来るのであれば、良いものと思っています。しかし、代理の意見は、実際には出来ないのではないかという見解です。このような違法な案件を九電が、受け付けないと思われる。そして、すでに売電もしていることからして、すでに完成していると思われる。一種農地を外すための行為であったことは、明らかであり農業委員会を騙したのは明らかである。</p>
<p>事務局</p>	<p>代理の話の中のもう一方の会社との絡みがあり、これはXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXの関連企業でXXXXXXXXXX言います。概念上は別会社となっており、平成 26 年 3 月にやはり申請を出し許可を出しております。</p>
<p>36 番松本代理</p>	<p>その時の説明も同じように、図面どおり実施し、違反はしないということで、皆さんに承認をもらっているはずである。現在現地を見ると当初計画の工事に一部かかっているようだが、既に出来上がっているところをみると、一種農地の部分のみでほぼ出来上がっているのが現状である。このことは、最初から農業委員</p>

事務局	<p>会を騙す案件であったことは明らかである。</p> <p>なお、排水計画については、今回の変更申請では変更は、ありません。</p>
議長	<p>それでは、申請1号については、問題ないと思いますが、承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数により、申請1号は、承認します。</p>
議長	<p>2号については、変更申請の承認と言うことで提案されていますが、これまでの議論の中で、問題点が、指摘されています。今回は、皆さんに事実関係を知っていただいたということで、保留案件とさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局より、補足説明します。今回の平成25年の許可の半年後平成26年3月に、もう1件 [REDACTED] 案件を許可していますが、この変更は、今回の案件との絡みがあり、今回の計画の東側に続いて太陽光発電施設を計画している。この場所に設置する計画であったパネルの一部を今回の計画変更地に持ってくるという計画がある。このため、会社側も同時に計画変更をと考えていたようだが、具体的な計画書が出来なかったということで次回には申請したいとのことです。なので今回は、 [REDACTED] 案件のみとなっている。</p> <p>それと、権限移譲の関係で、今回の [REDACTED] 案件は、権限移譲1か月前の案件で大分県の許可案件です。なので、今回の変更申請は、国東市には直接的決定権はなく、総会の意見として進達することになります。また、 [REDACTED] 案件は、権限移譲後案件なので、国東市に決定権があります。</p>
議長	<p>関連は、理解できるが、国東市農業委員会が認めても県では認められない場合があるが、国東市農業委員会が認めない場合は、県が認めることはないものと考えます。</p> <p>この案件は、変更通り改善できるか否かだと思われる。現段階では、始末書等も提出されているが、2案件との関連もあることから次回以降に保留することによろしいでしょうか。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>(了解)</p> <p>次に、議案第 17 号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 17 号 農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。今月の利用権設定は、総数で 226 筆 290,866 m²、設定内容は、新規設定 97 筆 121,315 m²、更新設定 129 筆 169,551 m²、地区別は、国見地区 6 筆 9,987 m²、国東地区 70 筆 109,956 m²、武蔵地区 16 筆 15,670 m²、安岐地区 134 筆 155,253 m²です。詳細については、議案書 P 6～16 をご覧ください。以上です。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>質問、ご意見等ありませんか。</p> <p>特に質疑等無いようですので、承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(挙手)</p> <p>挙手多数により、議案 17 号を承認します。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>次に、議案第 18 号農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 18 号について、非農地証明の交付願いが 4 件出されていますの説明します。まず、申請番号 10 号 所在 安岐町 []、地目 田、面積 240 m²、申請人は安岐町 [] ([] 歳)、以前は田として利用されていたが、30 年程前から田として管理されておらず、現況は、雑木や雑草が生い茂り原野化している。この土地は、農用地区域内農地です。続いて申請番号 14 号 武蔵町 [] 地目 畑、面積 723 m² 申請人 武蔵町 [] ([] 歳)、以前は畑として利用されていたが、長年畑ととして管理されておらず、現状は雑木や竹が生い茂った山林となっている。この土地は第 2 種農地です。次に、申請番号 15 号 国東町 [] 畑、1,994 m²、同所 2164-17、畑、1,110 m²、申請人 国東町 [] ([] 歳)、以前は、畑として利用されていたが 40 年ほど前より畑として管理されておらず、現状は山林となっている。この土地は第 2 種農地です。最後に、申</p>

	<p>請番号 16 号 国東町 [REDACTED]、地目 田、572 m²、申請人 国東町 [REDACTED] ([REDACTED] 歳)、以前は田として利用されていたが、10 年ほど前より田として管理されておらず、現状は原野化している。この土地は、農用地区域内農地です。</p> <p>続いて、担当農業委員の説明をお願いします。</p>
<p>議 長 4 番小野</p>	<p>申請 10 号について説明します。場所は、県道 [REDACTED] [REDACTED] に向かいオレンジ道路を杵築方面に 200m ほどの山手に位置しています。 [REDACTED] さんは、教員をされており、農業には従事していませんでしたので、田として管理されず原野化しています。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>続いて、申請番号 14 号についてですが、本日担当委員が休みのため事務局再度説明ください。</p> <p>長年畑として管理された形跡も無く、現況確認しましたが山林となっています。</p>
<p>議 長 24 番段題</p>	<p>続いて、申請番号 15 号について、24 番段題委員の説明をお願いします。</p> <p>この土地は、オレンジ道路沿いで、40 年ほど前より廃園となっており、今は山となっております。周りも山林となっています。</p>
<p>議 長 11 番小縣委員</p>	<p>最後に、申請番号 16 号について、11 番小縣委員お願いします。</p> <p>この土地は、 [REDACTED] に位置し、10 年ほど前から耕作しておらず雑木や竹が生い茂り原野化しており、耕作は困難です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、説明いただいた議案第 18 号の申請 10, 14, 15, 16 について質問ご意見等ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質疑等無いようですので、承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>(挙手)</p> <p>挙手多数により、議案 18 号を承認します。</p>

議 長	
議 長	次に、議案第 19 号 国東市農業委員会農地台帳点検等実施規定(案)について事務局より説明願います。
事務局	議案第 19 号 国東市農業委員会農地台帳点検等実施規定(案)について説明します。本規定の制定理由としては、平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、農業委員会が 1 筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、公表することとされました。それからの事務全般に関して規程を定める必要があるためです。本制度の趣旨は、農地の利用を促進することにあります。農地台帳の閲覧等の請求、閲覧台帳等、各様式は、議案書のとおりです。本総会よりご承認いただき 4 月 1 日から実施したいと考えています。
議 長	それでは、説明いただいた議案第 19 号の国東市農業委員会農地台帳点検等実施規定(案)について質問ご意見等ありませんか。
議 長	特に質疑等無いようですので、承認する方の挙手を求めたいと思います。
委 員	(挙手)
議 長	挙手多数により、議案 19 号を承認します。 以上で議案の審議は終了させていただきます。 次に報告事項を事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第 3 条の許可処分の取り消しについて取り消し願いが出されているので報告します。所在は、安岐町 [REDACTED]、田、1,044 m ² 外合計 14 筆、19179 m ² 、渡人安岐町 [REDACTED]、受人同所 [REDACTED]、平成 27 年 3 月 16 日申請人より、生前の贈与を取りやめたいことを理由とする農地法第 3 条の許可処分の取り消し願いの提出があったため取り消すものです。
	次に農地法第 4 条許可処分の取り消しをしたので報告します。所在は、国見町 [REDACTED]、畑、240 m ² 、申請人 国見町 [REDACTED]、平成 26 年 8 月 29 日指令国農委第 4-10 号許可、平成 27 年 3 月 2 日 地域住民からの苦情による計画の取りやめを理由とする取り消し願いの提出があったので取り消すものです

続いて地目変更届けついて 4 件の地目変更届が提出されましたので報告します。

申請番号 2 号 所在は、安岐町 [REDACTED] 地目 田、面積 130 m²、申請人 安岐町 [REDACTED]、申請地の一部に設置面積 22.5 m²の防火水槽を国東市が設置するものです。この土地は、第 2 種農地です。

申請番号 3 号 武蔵町 [REDACTED]、地目 田、881 m²、申請人 武蔵町 [REDACTED]、申請地の一部に 54 m²の農業用倉庫を建築するものです。この土地は、農用地区域内農地です。

申請番号 4 号 所在 国見町 [REDACTED]、地目 田、538 m²、申請人 国見町 [REDACTED]、地目 田、770 m²、別府市 [REDACTED] 2 筆で合計面積 1308 m²です。申請事由は、国東市が申請地の一部に設置面積 22.5 m²の防火水槽を 2 筆にわたって設置するものです。この土地は、農用地区域内農地です。

続いて申請番号 5 号 国東町 [REDACTED] 田、455 m²、申請人 国東町 [REDACTED]、申請地の一部に建設面積 32.63 m²の農業用倉庫を建築するものです。この土地は、農用地区域内農地です。以上です。

議長

それでは、説明いただいた報告事項 農地法第 3・4 条許可処分を取り消しについてと農地変更届け 4 件について報告をさせていただきました。質問ご意見等ありませんか。特に質疑等無いようですので、続いて協議事項について事務局の説明をお願いします

事務局

公益社団法人 国東市農業公社役員の推薦について協議願います。本年 3 月 4 日付けの文章で 公益社団法人 国東市農業公社から国東市農業委員会会長宛に公社役員の推薦の依頼がありました。現在、古田委員が、役員を務めています。任期が本年 3 月の総会までと言うことで後任の役員を推薦してほしいということです。役員は、国見地区の割り当てになるかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長

今回は、国見から出て頂いている委員の改選と言うことです。いかがでしょう。

引き続き古田委員に継続でお願いしたいと思います。

委員 議長	<p>それでは、皆さんの推薦も頂いたようですので古田委員に引き続きよろしくお願ひしたいと思います。</p>
	<p>(全員了解)</p>
委員	<p>(了解)</p>
7古田	<p>その他連絡事項等あれば事務局お願ひします。</p>
議長	<p>次回総会開催日を4月30日(木)午後2時からとしますよろしくお願ひします。それから、申し訳ありませんが2月の総会の議案書の訂正をさせていただきたいと思ひます。農地変更届けの報告について、地番と備考欄に誤りがありました。地番 XXXXXXXXXX</p>
事務局	<p>に備考欄第1種農地を農用地区域内内農地に訂正しますので差し替えをお願ひいたします。申し訳ございませんでした。</p>
	<p>それでは予定されていた案件はすべて終了しましたが、全体を通じてご意見等ありませんか。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか</p>
	<p>(意見等無し)</p>
委員	<p>それでは、冒頭にありましたとおり、事務局として長年ご苦勞頂いた花木局長、豊原氏、有永氏が退職されるということで、本</p>
議長	<p>当にいろいろとお世話になりました。</p>
	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p>